

## 2024-2025年度PCM研修業務

(公告日：2024年3月13日／調達管理番号：23a00836) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長(契約担当)

| 通番 | 該当頁   | 該当項目                          | 質問  | 回答(案)  |
|----|-------|-------------------------------|---|--|
| 1  | P. 13 | ②業務総括者<br>③筆頭講師<br><担当する業務>   | 研修実施時の講義が担当業務として記載されていませんが、特に内部人材向けPCM研修において、業務総括者、筆頭講師、講師のうち誰が講義を担当する想定ですか。  | 筆頭講師が講義を担当する想定ですが、より良いアレンジが考えられる場合には、ご提案ください。  |
| 2  | P. 14 | (2) 業務従事者の配置                  | 「1回の実施につき同一の筆頭講師を配置すること」とありますが、不測のやむを得ない事情(体調不良や事故など)が生じた場合、1日目、2日目、3日目で異なる人材を臨時で配置することは妨げませんか。   | 不測のやむを得ない事情の場合に臨時で配置することは妨げません。  |
| 3  | P. 14 | (2) 業務従事者の配置                  | 「実施回ごとに異なる筆頭講師の配置は可能」とありますが、複数名で筆頭講師の業務を兼任することが想定される場合、技術提案書3章にはすべての筆頭講師の経験・能力等を記載する必要がありますか、あるいは筆頭講師の中でも特に1名のみを選抜して記載すればよいですか。   | すべての筆頭講師の経験・能力をご記載ください。  |
| 4  | P. 14 | (2) 業務従事者の配置                  | 「講師が業務調整を兼ねることも可」とありますが、筆頭講師が研修実施時に演習ファシリテーションに加えて講義も担当する場合、研修実施時の筆頭講師の講義業務や演習ファシリテーション業務について、業務総括者が兼ねることは可能ですか。  | 業務総括者が講義業務・演習ファシリテーション業務を兼ねることは問題ございません。   |
| 5  | P. 15 | (2) 業務従事者の配置<br>(専門家等向け)      | 「研修実施時に他の講師を指導」という業務について、専門家等向け研修の実践編では筆頭講師も演習ファシリテーションを担うと想定されるため、担当グループの演習指導をしつつ、他の講師の指導をするのは難しいと思われる。当該業務は内部PCMでのみ求められるものと判断してよいですか。専門家向け実践編でも同業務が期待される場合、筆頭講師は他の講師の指導に専念し、別途、演習指導の講師を配置することは検討できますか。  | 「筆頭講師による他講師の指導」は内部向けPCM研修においては基本的に行うものとし、専門家向けPCM研修(実践編)においては可能な範囲で行う(難しい場合は筆頭講師も担当グループの演習指導に専念)ということでも差し支えありません。  |
| 6  | P. 15 | (2) 業務従事者の配置<br>(専門家等向け)      | オンライン研修に業務調整が配置されておらず、受講生の接続トラブルなどが生じた際に対応できる人員が不足すると想定されます。オンライン演習の時間分、業務調整を追加で配置するよう検討いただけますか。これが難しい場合、演習時の講師の指導とオンライントラブル対応の両業務を担うものとして、筆頭講師を演習ファシリテーション担当から外したうえでオンラインの時間中に配置し、代わりに演習ファシリテーションを担う講師③を追加するよう検討いただけますか。   | オンラインのフォローアップ研修においては、研修全体の実施アレンジを別途業務委託する予定です(従前のオンラインライブの専門家赴任前研修と同様)。したがって、接続トラブル等に関しては同委託先による対応が想定されます。   |
| 7  | P. 15 | (2) 業務従事者の配置<br>(研修の見直し・改善提案) | (研修の見直し・改善提案)業務では総括・筆頭講師・業務調整員の3ポジションのみ記載されていますが、p. 14の「講師」の<担当する業務>にも「総括の補佐(教材の開発・改訂含む)」とあります。講師も当該業務(研修の見直し・改善提案)を担当することは妨げないということでしょうか。またその場合、講師には本業務従事に関する対価は支払われませんか。  | ご指摘の記載は「業務従事“想定”日数」となりますので、従事者内で日数(対価含む)の割り振りを調整頂くことは問題在りません。  |
| 8  | P. 20 | (2) PCM(実践編)コース<br>4) 対象者     | 録画をするとのことですが、ほとんどの時間がブレイクアウトルームに分かれた小グループでの演習活動になると想定しています。任意の1グループのみ録画をするということでしょうか。   | 演習においては任意の1グループのみの録画を想定します。  |
| 9  | P. 23 | (4) 研修実施後の業務(概論編・実践編共通)       | 「1) 研修受講者のアンケート結果を踏まえた発注者への報告」とありますが、概論編は専門家が赴任前にオンデマンドで視聴する想定となっているため、視聴期間が限定されたうえで、視聴内容についての理解度の確認や内容についての評価・コメントを収集する仕組みがなければ報告ができません。また、概論編・実践編を問わず、P. 22-23の業務の詳細説明には事後アンケートの作成・回収等の業務がありません。概論編でオンデマンド動画を視聴した専門家等からのコメントやフィードバック、及び実践編を受講した専門家等からのコメントやフィードバックは貴機構にて収集し、受注者に共有されるという理解で合っておりますか。                  | 概論編を含むオンデマンド講義については、対象者に「受講アンケート」の提出を求めますので、その取りまとめ結果を受注者に共有します。実践編を含むフォローアップ研修についても同様です。  |
| 10 | P. 24 | 2. 見直し方針                      | (1)にて「PDMを活用しつつ、より機動的な事業運営を促進する視点を取り入れる」とありますが、貴機構として具体的にどのような管理運営手法を取り入れる予定がありますか。   | TOCも活用しより上位の目標(アウトカム)の視点を重要視すべく、PDMの特に活動内容に関しては、現場の状況に応じた柔軟な変更ができるよう、JICA内の制度や位置づけを変更させること等を検討しております。  |
| 11 | P. 24 | 2. 見直し方針                      | (4)にて「25年度のプログラム見直し時」とありますが、具体的な見直し後の研修スケジュールや教材をJICAに提出する時期はいつ頃を想定しておりますか。従来、仕様書には想定される業務スケジュール案が提示されることが多いと思いますが、本仕様書にはスケジュール案がないため、この件に限らず、2年間の業務全体のスケジュール案を提示いただけると幸いです。  | 別紙2の3. に記載の通り、以下の通りを想定しております。<br>24年度上半期：見直しの提案・JICAとの議論<br>24年度下半期：出来る範囲で試行的に提案内容の反映<br>25年度：見直し版の本格導入<br>25年度下半期：改善点の洗い出し、研修内容への反映(1回)   |
| 12 | P. 24 | 2. 見直し方針                      | (5)にて「事例は一部の分野に限定せず、幅広い分野の事例に更新する」とありますが、内部PCM研修の計画・立案とモニタリング・評価、専門家向けの実践編でそれぞれ、別のセクターの教材を提供する必要がありますか。事例は追加であれ更新であれ、実質的には研修全体の目的と各演習の目的を達成するために緻密に作成する必要がありますが、P. 15で提示されている研修の見直し・改善提案の人日では最大でも1セクターを新たに用意するのが限界かと思われしますが、どの程度の更新・追加を想定しておられますか。なお、演習の一部だけ別セクターの事例を提供するというのは、学びの連続性が断たれるため、理解度や研修満足度はむしろ下がるものと懸念されます。 | 事例の候補となる素材(5~6件程)を契約開始後にご提供予定です。この教材では、計画段階における中心課題の明確化や中長期的な視野の重要性、また実施段階においては、JICA関係者や専門家等が現場状況に応じた柔軟な対応等により、相手国政府関係者の行動変容や成果発現等を促した教訓が詰まっているものです(当時の関係者の行動をナラティブで記録することを試みたもの)。演習時には、これらの教訓を踏まえて、中心課題の明確化、課題系図の作成、中期的な目標設定、プロジェクト範囲の特定、PDM作成に活用できるかと思っております。実際の演習教材に関する学びの連続性としてはご指摘の通りですので、1セクターでも宜しかと思いますが、講義全体のメッセージ(各講義)にて、このような視点も反映いただけるか、契約時にご相談できればと思います。 |
| 13 | P. 25 | 3. プログラム見直し(案)                | 表内の見直し内容は、内部PCM研修と赴任前研修の両方に適用されますか。また、見直しに基づく現状のスケジュールやカリキュラム内容への反映は25年度以降と考えてよいですか、24年度の研修中、もしくは24年度の初回研修(内部PCM計画立案編であれば24年5月)の時点で反映させる必要がありますか。   | 内部PCM研修と赴任前研修の両方に適用します。いずれも反映は25年度以降ですが、別紙2の3. に記載の通り、JICAと協議の上、24年度下半期から出来る範囲で試行的に反映することも想定されます。  |